

指定(予防)訪問看護サービス利用について

広島県看護協会
訪問看護ステーション「ひびき」

目 次

○ 重要事項説明	1
(別紙) *介護保険訪問看護利用者負担額一覧	
*医療保険訪問看護利用者負担額一覧	
○ 個人情報の保護について	5
○ 指定(予防)訪問看護サービス利用契約書	7

重 要 事 項 説 明

1. 事業者の概要

事業者の名称	公益社団法人 広島県看護協会
代表者（職名・氏名）	会 長 黒瀬 真理子
所在地	〒730-0803 広島市中区広瀬北町9番2号
連絡先	訪問看護事業局 TEL 082-295-0611 FAX 082-295-0613

2. 事業所の概要

事業所名称	広島県看護協会訪問看護ステーション「ひびき」
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所番号	広島市指定 3460190188
所在地	〒731-0223 広島市安佐北区可部南5丁目11-7
連絡先	TEL 082-810-0551 FAX 082-810-0552
管理者の氏名	栗原 富江
通常の事業の実施地域	広島市安佐北区、安佐南区を対象とする。

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護サービスを提供することを目的とします
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他 関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防等のため、適切なサービスの提供に努めます

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、8月14日から16日まで、12月29日から1月3日を除きます
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じてサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします

5. 職員体制

管理者（所長）	栗原 富江
看護師	11 名
理学療法士	2 名
作業療法士	4 名
事務	2 名

6. 指定訪問看護の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄など日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症・精神疾患患者の看護
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ 医師の指示による医療処置
- ⑩ 療養生活や介護方法の指導・相談

7. 利用料

利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。（別紙：利用料負担額一覧）
但し、保険対象外の場合は、自費料金をいただきます。

その他の費用

介護保険利用者の居宅が通常の実施地域を越えている場合、および介護保険対象外は、要した交通費の実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合は、通常実施地域を越えた地点から、1キロメートル40円ご負担いただきます。

医療保険の訪問看護の場合は、別途定めます。（別紙：利用料負担額一覧）

※ その他の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

8. 秘密の保持

- ① 訪問看護をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密は正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ② この秘密を保持する義務は契約終了後および担当者が退職した後も継続します。

9. 個人情報の保護と使用および提供

- ① 利用者の個人情報については、本会の「個人情報保護方針」および「個人情報保護規程」に基づき適切に取り扱うものとします。
- ② 個人情報の保護・使用・提供については、別に記載しています。

10. サービス提供に関する相談・苦情の窓口と対応

利用者からの苦情に対しては、本会の「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（別紙1）」に基づき適切に対応します。

11. 人権擁護、虐待防止等に関する事項

利用者の人権擁護、虐待等の防止については、責任者を設置し、本会の「利用者等の虐待の防止のために講ずる措置の概要（別紙2）」に基づき適切に対応します。

12. 事故発生時の窓口と対応

看護師等は、訪問看護を実施中に事故が発生した場合は、本会の「事故発生時の対応のために講ずる措置の概要（別紙3）」に基づき適切に対応します。

13. 留意事項

- ① 訪問看護には医師の指示書が必要です。
※ 主治医が、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を行った場合は、医療保険の対象となります。
- ② 契約期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた時、要介護認定の更新や変更を行った時、各種の減免に関する決定などに変更が生じた時、生活保護、公費負担医療の受給取得または喪失した時等は、速やかに事業所に連絡してください。
- ③ 訪問日・訪問時間は、緊急訪問等により、変更をお願いすることがあります。また、交通事情により、予定時間を過ぎて訪問させて頂くことがあります。
- ④ 緊迫した気象状況、災害発生、感染症の蔓延等やむを得ない事情が発生した場合は、訪問を中止させていただきます。
- ⑤ 緊急訪問要請等、病状の緊急性が高い場合は、救急車の要請をお願いすることがあります。
- ⑥ 点滴・注射・処置の実施時に、誤って注射針を刺した場合や血液に触れた場合には、治療の必要性の判断のために、利用者の血液検査をお願いさせていただくことがあります。
- ⑦ 感染防止のため、洗面所等をお借りして手洗いをさせていただきますので、ご了承ください。
- ⑧ 職員への暴言・暴力・威嚇・セクシュアルハラスメント等の行為があった場合は、正常な訪問看護の継続が困難となりますので、訪問を終了させていただきます。
また事業所に対し、脅し、嫌がらせ、ソーシャルハラスメント等の行為があった場合も、同様の対応とさせていただきます。
- ⑨ 担当の訪問看護師を指名することはできませんので、ご了承下さい。
- ⑩ 現金等の貴重品は、金庫や目に見えない場所に保管してください。
- ⑪ 職員および事業所に対する金品、贈答品や飲食等の提供はお断りいたします。

14. その他

- ① 事業所の事業計画や財務内容については、希望される方は事業所で閲覧できます。
- ② 事業所との契約はいつでも解約できます。

(別紙1)

利用者からの相談・苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所・施設名	広島県看護協会訪問看護ステーション「ひびき」
申請するサービス種類	(介護予防)訪問看護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

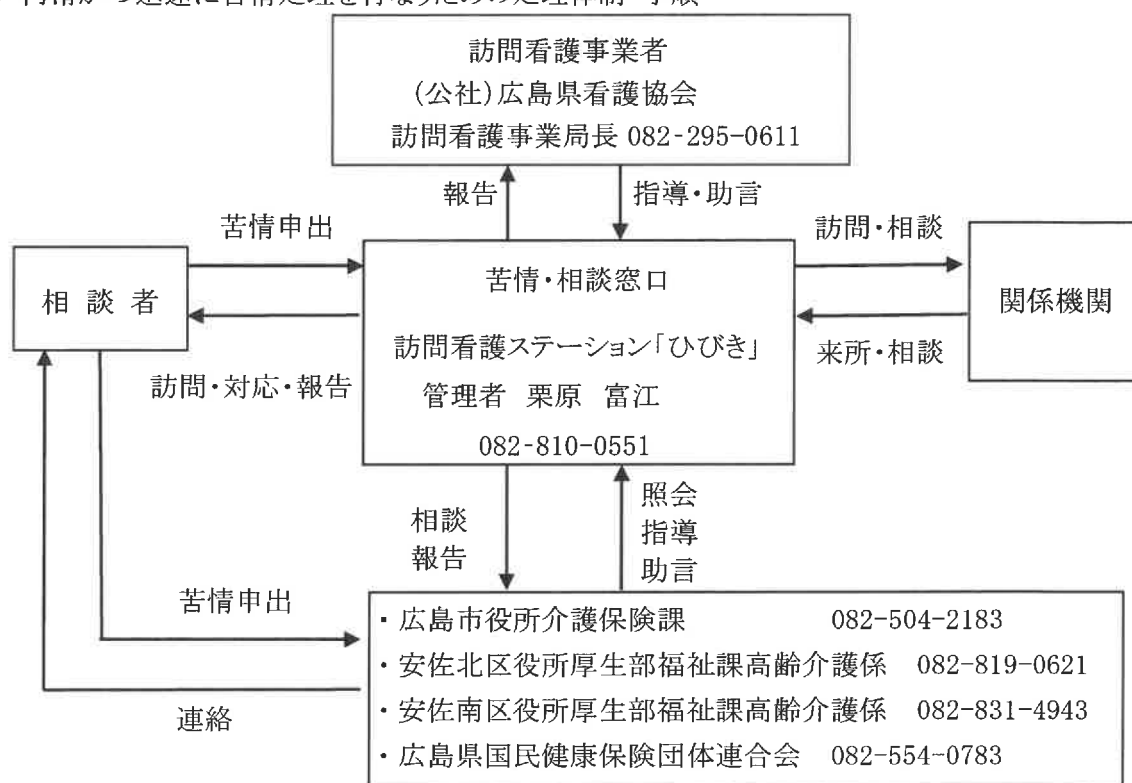
苦情解決責任者 所長 栗原 富江

苦情受付担当者 主任 今中 雅江

連絡先:広島市安佐北区可部南5丁目11-7 TEL 082-810-0551 FAX 082-810-0552

対応時間:9:00~17:00 (月曜から金曜日まで)

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順



- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を把握し、必要に応じ状況把握のために訪問し、状況を確認する。
- ② 対応内容に基づき、必要に応じ、関係者への連絡調整をし、対応方法を含めた結果を利用者に報告する。
- ③ 相談、苦情処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況を記録、整備、保管する。
- ④ 当事業所において、処理し得ない内容について、行政窓口など関係機関と協力し、適切な対応方法で対処する。
- ⑤ 事業所内でのカンファレンスを実施し、原因を究明し、その対策を職員全員に周知し再発を予防する。
- ⑥ 苦情についての対応の結果を関係機関へ報告する。

(注)迅速に対応し、相談者に回答、処理する。

3 その他参考事項

訪問看護ステーションの管理者は、事業者に苦情処理報告を文書で行う。

平成 29 年 9 月改訂

利用者等の虐待の防止のために講ずる措置の概要

事業所・施設名	広島県看護協会訪問看護ステーション「ひびき」
申請するサービス種類	(介護予防)訪問看護

措置の概要

1 発見者からの相談、虐待防止に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

虐待防止責任者 所長(管理者) 栗原 富江

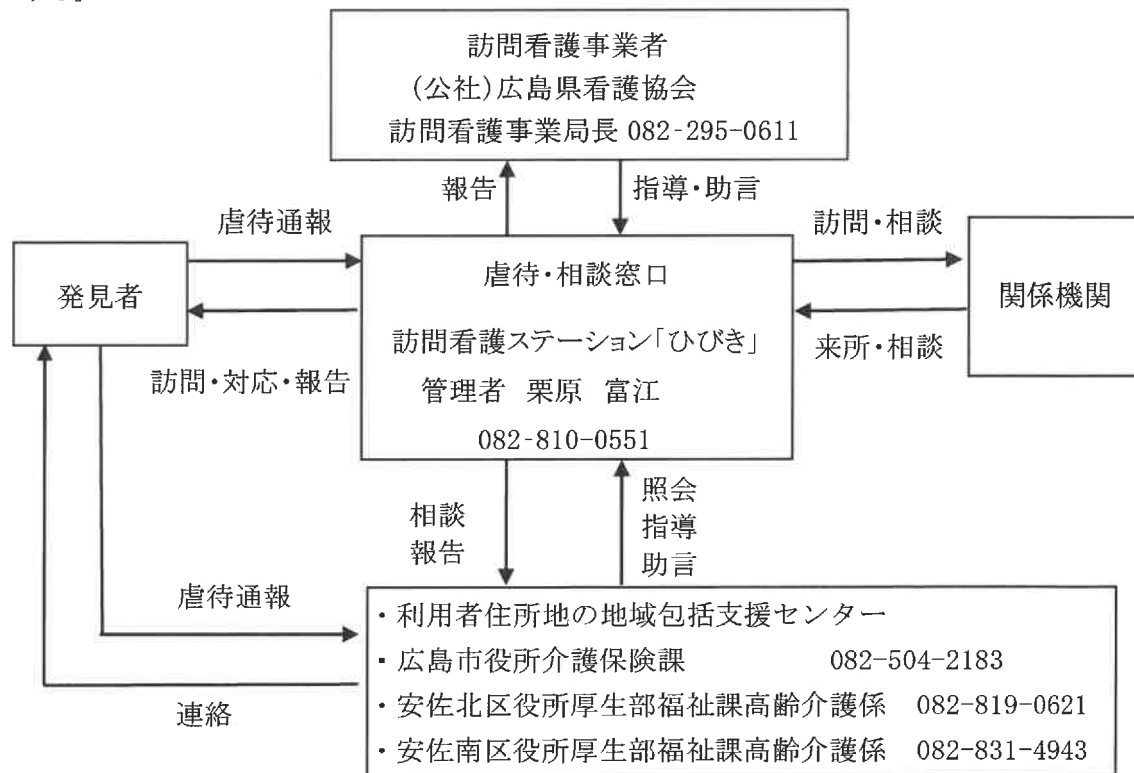
虐待防止担当者 虐待防止検討委員

連絡先: 広島市安佐北区可部南5丁目7-11 TEL 082-810-0551 FAX: 082-810-0552

対応時間: 9:00～17:00 (月曜から金曜日まで)

2 虐待防止等について、適切に対応するための体制・手順

虐待が疑われる事例の発見・相談があった場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対処する。



3 その他必要な措置

- ・基本理念を明確化・共有し、健全な組織運営と質の高い訪問看護サービスの提供を行う。
- ・従業者のストレスを把握し、必要に応じて負担軽減等の対応を行う。
- ・職員合同研修会において、職業倫理、法令遵守の意識啓発を継続的に実施する。
- ・認知症看護等の知識・技術の向上を図るための研修機会を確保する。
- ・家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ・虐待が疑われる事例を発見した場合は市町等関係機関へ報告する

事故発生時の対応のために講ずる措置の概要

事業所・施設名	広島県看護協会訪問看護ステーション「ひびき」
申請するサービス種類	(介護予防) 訪問看護

措置の概要

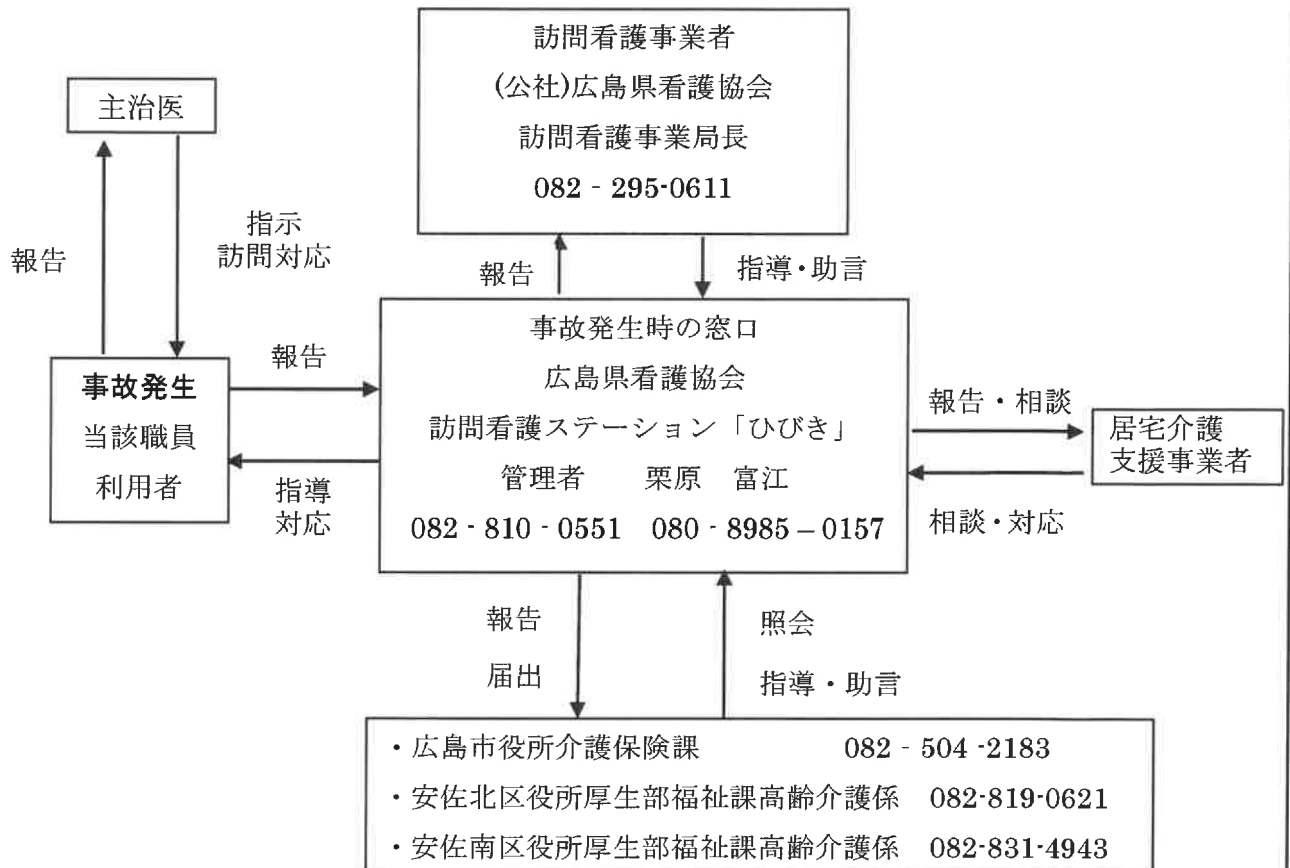
1 事故発生時に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

連絡先 広島市安佐北区可部南5丁目11-7 TEL 082-810-0551 080-8985-0157
FAX 082-810-0552

担当者 所長（管理者）栗原 富江

2 事故発生時の処理体制と対応手順

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、関係機関等に連絡し、当会の事故対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応する。



- ①事故が発生した場合は、主治医、利用者家族、市、利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に速やかに連絡・報告し、必要な措置を講ずる。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置について、正確に記録し保管する。
- ③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ④事故の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じる。

別紙

訪問看護（介護保険） 利用者負担額一覧（広島市）

令和6年6月1日から適用

1 訪問看護（介護保険）利用料

サービス内容	摘 要		負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護 1	看 護 師	20分未満 （算定要件あり）	336 円	672 円	1,008 円
訪問看護 2		30分未満	504 円	1,008 円	1,512 円
訪問看護 3		30分以上60分未満	881 円	1,762 円	2,642 円
訪問看護 4		60分以上90分未満	1,207 円	2,414 円	3,621 円
訪問看護 5	理学療法士 作業療法士	20分のとき	315 円	629 円	944 円
		20分×2回のとき	630 円	1,259 円	1,888 円
		20分×3回のとき	851 円	1,702 円	2,552 円
※前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を算定していない場合 1回（20分）につき ー8単位					

定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所 と連携する場合（介護予防を除く）	要介護1～4の者の場合（月単位）	3,169 円	6,337 円	9,505 円
	要介護5の者の場合（月単位）	4,025 円	8,049 円	12,073 円
	※条件により日割り計算になる場合があります			
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （月1回）	54 円	107 円	161 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （月1回）	27 円	54 円	81 円

サービス提供時間外の訪問看護の料金について

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の訪問看護は25%加算

深夜（22時～6時）の訪問看護は50%加算

- 緊急時訪問看護加算を契約している方は、月1回目の緊急訪問は加算されません。
月2回以降の緊急訪問は、加算されます。

理学療法士・作業療法士の訪問看護について

- 理学療法士・作業療法士（以下理学療法士等という）の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行うものであり、看護職員の代わりに訪問させるものです。
- 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携して作成する必要があります。
- 訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせて、定期的に看護職員が訪問し、利用者の状態について適切な評価を行います。

2 加算されるもの

項 目	摘 要			負担額			
				1 割	2 割	3 割	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1回の訪問につき		7 円	13 円	20 円	
	(Ⅱ)			4 円	7 円	10 円	
看護体制強化加算	(Ⅰ)	算定要件あり	月1回	589 円	1,177 円	1,766 円	
	(Ⅱ)			214 円	428 円	642 円	
訪問看護初回加算	(Ⅰ)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院した日に訪問看護を提供	初回月1回	375 円	749 円	1,124 円	
	(Ⅱ)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供		321 円	642 円	963 円	
退院時共同指導加算		退院前に医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合等	特別な管理を要する場合 2回まで	642 円	1,284 円	1,926 円	
緊急時訪問看護加算	(Ⅰ)	24時間連絡対応体制 ※業務管理等の体制の整備あり		月1回	642 円	1,284 円	1,926 円
	(Ⅱ)	24時間連絡対応体制			615 円	1,229 円	1,843 円
特別管理加算	(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態の分類		535 円	1,070 円	1,605 円	
	(Ⅱ)			268 円	535 円	803 円	
複数名訪問看護加算Ⅰ (看護師等との訪問)		30分未満		272 円	544 円	815 円	
		30分以上		430 円	861 円	1,290 円	
長時間訪問看護加算		特別管理加算算定者で、1回の訪問が1時間30分を超えた場合		321 円	642 円	963 円	
看護・介護職員連携強化加算				268 円	535 円	803 円	
専門管理加算		緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	月1回	268 円	535 円	803 円	
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	月1回	54 円	107 円	161 円	
ターミナルケア加算		看とりに対する看護		2,675 円	5,350 円	8,025 円	
遠隔死亡診断補助加算		主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合		161 円	321 円	482 円	

3 減算されるもの

項 目	摘 要	減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしていない場合 虐待防止のための指針を整備していない場合 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施していない場合 上記措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合	所定単位数の1%を減算
業務継続計画未策定減算 ※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1%を減算

4 自費料金

- ・訪問時間が1時間30分を超えた場合は、超過料金を30分に付き4,300円頂きます。
- ・亡くなられてからのケアは、10,000円です。

5 公費との併用

- ・被爆者健康手帳
- ・重度障害者医療費受給者証
- ・その他（ ）
- ・特定医療費（指定難病）受給者証

令和6年6月1日から適用

1 介護予防訪問看護（介護保険）利用料

サービス内容	摘 要		負担額		
			1 割	2 割	3 割
介護予防訪問看護 1	看 護 師	20分未満 （算定要件あり）	325 円	649 円	973 円
介護予防訪問看護 2		30分未満	483 円	965 円	1,448 円
介護予防訪問看護 3		30分以上60分未満	850 円	1,699 円	2,549 円
介護予防訪問看護 4		60分以上90分未満	1,167 円	2,333 円	3,499 円
介護予防訪問看護 5	理学療法士 作業療法士	20分のとき	304 円	608 円	912 円
		20分×2回のとき	608 円	1,216 円	1,824 円
		20分×3回のとき	456 円	912 円	1,368 円
※1 前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を算定していない場合 1回（20分）につき ー8単位					
※2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護（リハビリ）を行った場合 1回（20分）につき ー5単位 （※1の減算を算定している場合は 1回（20分）につき ー15単位）					

サービス提供時間外の訪問看護の料金について

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の訪問看護は25%加算

深夜（22時～6時）の訪問看護は50%加算

- 緊急時訪問看護加算を契約している方は、月1回目の緊急訪問は加算されません。
月2回以降の緊急訪問は、加算されます。

理学療法士・作業療法士の訪問看護について

- 理学療法士・作業療法士（以下理学療法士等という）の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行うものであり、看護職員の代わりに訪問させるものです。
- 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携して作成する必要があります。
- 訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせて、定期的に看護職員が訪問し、利用者の状態について適切な評価を行います。

2 加算されるもの

項 目	摘 要			負担額		
				1 割	2割	3割
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1回の訪問につき		7 円	13 円	20 円
	(Ⅱ)			4 円	7 円	10 円
看護体制強化加算		算定要件あり	月1回	107 円	214 円	321 円
訪問看護初回加算	(Ⅰ)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、 退院した日に訪問看護を提供	初回月 1回	375 円	749 円	1,124 円
	(Ⅱ)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、 訪問看護を提供		321 円	642 円	963 円
退院時共同指導加算		退院前に医療機関と共同し在宅での 療養上必要な指導を行った場合等	特別な管理を要する 場合 2回まで	642 円	1,284 円	1,926 円
緊急時訪問看護加算	(Ⅰ)	24時間連絡対応体制 ※業務管理等の体制の整備あり	月1回	642 円	1,284 円	1,926 円
	(Ⅱ)	24時間連絡対応体制		615 円	1,229 円	1,843 円
特別管理加算	(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態の分類		535 円	1,070 円	1,605 円
	(Ⅱ)			268 円	535 円	803 円
複数名訪問看護加算Ⅰ (看護師等との訪問)		30分未満		272 円	544 円	816 円
		30分以上		431 円	861 円	1,291 円
長時間訪問看護加算		特別管理加算算定者で、1回の訪問が1時間30分を 超えた場合		321 円	642 円	963 円
専門管理加算		緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び 人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 が計画的な管理を行った場合	月1回	268 円	535 円	803 円
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施した場合において、 歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、 当該評価の結果を情報提供した場合	月1回	54 円	107 円	161 円

3 減算されるもの

項 目	摘 要	減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしていない場合 虐待防止のための指針を整備していない場合 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施していない場合 上記措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合	所定単位数の1%を減算
業務継続計画未策定減算 ※令和7年3月31日までの間、 減算を適用しない	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1%を減算

4 自費料金

- ・訪問時間が1時間30分を超えた場合は、超過料金を30分に付き4,300円頂きます。
- ・亡くなられてからのケアは、10,000円です。

5 公費との併用

- ・被爆者健康手帳
- ・特定医療費（指定難病）受給者証
- ・重度障害者医療費受給者証
- ・その他（ ）

別紙 訪問看護（医療保険） 利用者負担額一覧 （その1）

令和6年6月1日から適用

1 訪問看護基本療養費

項 目	摘 要		1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看 護 師	週1-3日目	555 円	1,110 円	1,665 円
		週4日目から	655 円	1,310 円	1,965 円
	理学療法士 作業療法士	週1日目から	555 円	1,110 円	1,665 円
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門 ケア及び人工膀胱ケアに係る専門 の研修を受けた看護師・特定行為 研修を修了者	月1回	1,285 円	2,570 円	3,855 円

訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看 護 師	週1-3日目	同一日2人まで	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日3人以上	278 円	556 円	834 円
		週4日目から	同一日2人まで	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日3人以上	328 円	656 円	984 円
	理学療法士 作業療法士	週1日目から	同一日2人まで	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日3人以上	278 円	556 円	834 円
		緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門 ケア及び人工膀胱ケアに係る専門 の研修を受けた看護師・特定行為 研修修了者	月1回	1,285 円	2,570 円	3,855 円

訪問看護基本療養費（Ⅲ）	在宅療養に備え、一時的に外泊中 の利用者に対し、入院中に算定	1 回	1回につき		
	上記で、利用者が厚生労働大臣が 定める疾病等の場合	2回まで	850 円	1,700 円	2,550 円

2 管理療養費（機能強化型訪問看護管理療養費）

機能強化型 訪問看護管理療養費1	看 護 師 理学療法士 作業療法士	月1日目（算定要件あり）	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型 訪問看護管理療養費2		月1日目（算定要件あり）	1,003 円	2,006 円	3,009 円
機能強化型 訪問看護管理療養費3		月1日目（算定要件あり）	870 円	1,740 円	2,610 円
訪問看護管理療養費 （1から3まで以外の場合）		月1日目	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費1		月2日目以降（算定要件あり）	300 円	600 円	900 円
訪問看護管理療養費2		月2日目以降	250 円	500 円	750 円

※ 「機能強化型訪問看護管理療養費」は、算定要件により1から3のいずれかを算定いたします。
算定要件をみたさない場合は、「管理療養費」を算定いたします。

※ 「訪問看護管理療養費（月2日目以降）」は、算定要件により1を算定いたします。
算定要件をみたさない場合は、「訪問看護管理療養費2」を算定いたします。

令和6年6月1日から適用

3 加算されるもの

該当	項 目	摘 要		1 割負担	2割負担	3割負担	
月 1 回 加 算	2 4時間対応体制加算	電話等で常時対応でき緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制 ※看護業務の負担軽減の取組あり		680 円	1,360 円	2,040 円	
		上記以外の場合		652 円	1,304 円	1,956 円	
	退院時共同指導加算	病院の退院等に当たり入院機関の医師、看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合		800 円	1,600 円	2,400 円	
	特別管理指導加算	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合 上記に加算		200 円	400 円	600 円	
	退院支援指導加算	退院日に訪問し療養上必要な指導を行った場合 （長時間の場合以外）		600 円	1,200 円	1,800 円	
		退院日に訪問し療養上必要な指導を行った場合 （長時間の場合）		840 円	1,680 円	2,520 円	
	在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて患者等に指導を行い、他職種に情報提供した場合 （要介護者以外）		300 円	600 円	900 円	
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回まで		200 円	400 円	600 円	
	看護・介護職員連携強化 加算	訪問介護員等が医師の指示のもとに行う特定行為を行うための支援を行った月の初日に算定		250 円	500 円	750 円	
	訪問看護ベースアップ 評価料（Ⅰ）	訪問看護ステーションにおいて、職員の賃金の改善を実施している場合		78 円	156 円	234 円	
	訪問看護医療DX情報 活用加算	診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		5 円	10 円	15 円	
	特別管理加算	（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態の分類	500 円	1,000 円	1,500 円	
		（Ⅱ）		250 円	500 円	750 円	
	専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 ※算定対象者あり		250 円	500 円	750 円	
週 単 位 で 加 算	長時間訪問看護加算 （90分を超える訪問看護）	15歳未満の超重症児又は準 超重症児		520 円	1,040 円	1,560 円	
		15歳未満の特別管理加算対象者					
		特別管理加算対象者					
		特別訪問看護指示期間中の 対象者					
毎 訪 問 時 加 算	夜間・早朝訪問看護加算	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時		210 円	420 円	630 円	
	深夜訪問看護加算	深夜：22時～6時		420 円	840 円	1,260 円	
	難病等複数回訪問	同日2回目訪問	同一建物内1人又は2人	450 円	900 円	1,350 円	
			同一建物内3人以上	400 円	800 円	1,200 円	
		同日3回目以上訪問	同一建物内1人又は2人	800 円	1,600 円	2,400 円	
			同一建物内3人以上	720 円	1,440 円	2,160 円	
	緊急時訪問看護加算	月14日目まで		265 円	530 円	795 円	
		月15日目以降		200 円	400 円	600 円	
	乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者		1日につき 1回		360 円	
		上記以外の場合				260 円	

※同日に係る負担分の合計について、10円未満の端数は四捨五入いたします(健康保険法)

令和6年6月1日から適用

該当	項 目	摘 要	1 割負担	2割負担	3割負担
	複数名訪問看護加算 （訪問看護ステーション：イ）	他の看護師等と同時に訪問	週1回	同一建物内1人又は2人 450 円	900 円 1,350 円
				同一建物内3人以上 400 円	800 円 1,200 円
	複数名訪問看護加算 （訪問看護ステーション：ハ）	その他の職員（看護師又は看護補助者）と同時に訪問 （別に厚生労働大臣が定める場合を除く）	週3回	同一建物内1人又は2人 300 円	600 円 900 円
				同一建物内3人以上 270 円	540 円 810 円
	複数名訪問看護加算 （訪問看護ステーション：ニ）		1日 1回の 場合	同一建物内1人又は2人 300 円	600 円 900 円
				同一建物内3人以上 270 円	540 円 810 円
	複数名訪問看護加算 （訪問看護ステーション：ニ）	その他の職員（看護師又は看護補助者）と同時に訪問 （別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	1日 2回の 場合	同一建物内1人又は2人 600 円	1,200 円 1,800 円
				同一建物内3人以上 540 円	1,080 円 1,620 円
	複数名訪問看護加算 （訪問看護ステーション：ニ）		1日 3回以 上の 場合	同一建物内1人又は2人 1,000 円	2,000 円 3,000 円
				同一建物内3人以上 900 円	1,800 円 2,700 円

ターミナルケア療養費Ⅰ		2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費Ⅱ	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護情報提供療養費1	市町村、都道府県、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者への情報提供：月1回	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費2	幼稚園、保育園、義務教育学校、高等学校、高等専門学校等への情報提供：各年度1回又は入学・転学、医療的ケア方法の変更時	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関等への情報提供：月1回	150 円	300 円	450 円

令和6年6月1日から適用

4 自 費 料 金

該当	項 目	摘 要		利用者負担額
	休日訪問看護	8時～18時まで	30分毎に	1,000 円
	医療保険対象外の訪問		30分毎に	4,300 円
	時間延長等の訪問	契約時間を超えた場合	30分毎に	4,300 円
	交 通 費	ステーションから1 km以上	1回につき	300 円
		通常の実施地域以外		交通実費

亡くなられてからのケア	10,000 円
-------------	----------

.....

5 公費との併用

保 険 種 別	国 保	・	社 保	・	後期高齢
	1割	・	2割	・	3割

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳 ・重度障害者医療費受給者証 ・乳幼児医療費受給者証 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・自立支援医療費等受給者証 ・その他（ ） |
|--|---|